

道路に関する許認可標準処理期間

許認可等の種類		標準処理期間	標準処理期間からの除外日	標準処理期間適用除外	根拠法
【道路管理者以外の者が行う工事の承認】	縁石、ガードレール等の撤去又は設置等に係るもの	10日	(1)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (2)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に承認を行うことが困難な場合 (2)道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、承認に際して特に慎重に検討する必要があるもの	道路法第24条
	取付工事、盛土又は切土工事等に係るもの	20日	(3)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (4)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)		
	道路の区域の変更を伴う工事に係るもの	40日			
【道路の占用許可】	広告、看板等の設置等に係るもの	10日	(1)道路法第32条第5項による警察署長への協議の日数 (2)本庁所管課と事前協議を要する日数(500m以上縦断掘削の占用者の自主復旧等) (3)公募により占用主体を選定する場合の当該公募に要する期間 (4)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (5)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (6)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (7)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合 (2)占用の許可に当たって国土交通省へ事前協議が必要な場合	道路法第32条第1項
	上記、下記以外の占用物件に係るもの	25日			
	アーケード、上空に設ける通路、舗装道500m以上の縦断掘削、橋梁添加等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、特に慎重に検討する必要のあるもの	40日			
	許可期間更新に係るもの	7日			
【道路の占用の変更許可】	広告、看板等の設置等に係るもの	10日	(1)道路法第32条第5項による警察署長への協議の日数 (2)本庁所管課と事前協議を要する日数(500m以上縦断掘削の占用者の自主復旧等) (3)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (4)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (5)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (6)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合 (2)占用の許可に当たって国土交通省へ事前協議が必要な場合	道路法第32条第3項
	上記、下記以外の占用物件に係るもの	25日			
	アーケード、上空に設ける通路、舗装道500m以上の縦断掘削、橋梁添加等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、特に慎重に検討する必要のあるもの	40日			
【特殊車両の通行許可】	申請した事務所だけで処理できるもの	10日	(1)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (2)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (3)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請経路に道路情報便覧記載路線以外の路線が含まれる場合等、他の道路管理者の協議が必要となる場合 (2)申請車両が超寸法車両及び超重量車両(特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法、重量を超える車両をいう。)の場合	道路法第47条の2第1項
	2以上の事務所の管轄に係るもの	20日			

許認可等の種類		標準処理期間	標準処理期間からの除外日	標準処理期間適用除外	根拠法
【道路予定地における形質変更等の許可】	道路予定地(区域決定後、権原取得前)の形質変更等の許可	20日	(1)道路法第32条第5項による警察署長への協議の日数 (2)本庁所管課と事前協議を要する日数 (3)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (4)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (5)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (6)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合 (2)許可に当たって国土交通省へ事前協議が必要な場合	道路法第91条第1項
【道路予定区域の占用許可】	広告、看板等の設置等に係るもの	10日	(1)道路法第32条第5項による警察署長への協議の日数 (2)本庁所管課と事前協議を要する日数(500m以上縦断掘削の占有者の自主復旧等) (3)公募により占用主体を選定する場合の当該公募に要する期間 (4)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (5)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (6)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (7)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合 (2)占用の許可に当たって国土交通省へ事前協議が必要な場合	道路法第91条第2項
	上記、下記以外の占用物件に係るもの	25日			
	アーケード、上空に設ける通路、舗装道500m以上の縦断掘削、橋梁添加等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、特に慎重に検討する必要のあるもの	40日			
	許可期間更新に係るもの	7日			
【道路予定区域の占用変更許可】	広告、看板等の設置等に係るもの	10日	(1)道路法第32条第5項による警察署長への協議の日数 (2)本庁所管課と事前協議を要する日数(500m以上縦断掘削の占有者の自主復旧等) (3)申請書類の不備等を補正するために要する期間 (4)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間 (5)申請内容が関係機関との協議を要する期間 (6)次に掲げる県の休日 ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)	(1)申請内容が先例のない場合等であって、期間内に許可を行うことが困難な場合 (2)占用の許可に当たって国土交通省へ事前協議が必要な場合	道路法第91条第2項
	上記、下記以外の占用物件に係るもの	25日			
	アーケード、上空に設ける通路、舗装道500m以上の縦断掘削、橋梁添加等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、特に慎重に検討する必要のあるもの	40日			